

よくあるご質問（Q・A）

1 報告様式の入手方法

Q1 どうすれば、報告書（様式第三号）の様式を手に入れられるか。

A1 県のホームページに、ワード形式とエクセル形式、PDFファイル形式の3種類の様式を掲載しておりますので、そちらからダウンロードしてください。

Q2 報告書（様式第三号）だけでは用紙が足りない。どうすればよいか。

A2 同じ事業場から排出された廃棄物の報告について様式が不足する場合には、県のホームページに、「別様式」を掲載させていただいておりますので、そちらをご活用ください。

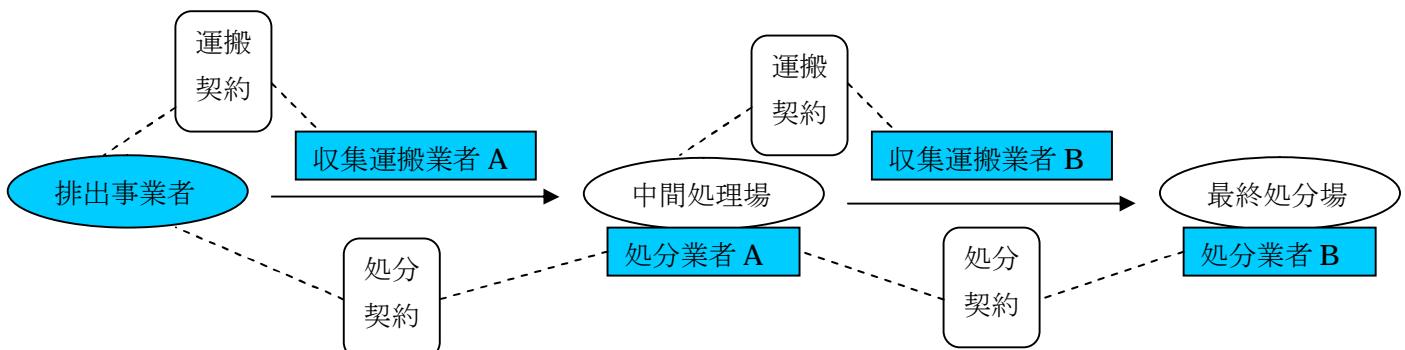
なお、その場合、「別様式」の「頁数」の欄には、報告書（様式第三号）を1頁目として「2」頁目からの頁数を記入してください。

2 報告書の提出先等

Q3 報告書を提出するのは誰か。

A3 前年度に産業廃棄物を出し、マニフェストを交付した事業者は、産業廃棄物の排出量やマニフェストの交付枚数にかかわらず、提出する必要があります。

また、二次マニフェストを交付している中間処理業者も報告書を提出することになります（中間処理業者の方は、Q15も確認してください）。



上図の場合、報告者は、「排出事業者」と「処分業者A」になります。

報告者	運搬受託者	処分受託者
排出事業者	収集運搬業者A	処分業者A
処分業者A	収集運搬業者B	処分業者B

Q4 電子マニフェストを利用しているのだが、報告は必要か。

A4 電子マニフェストを利用されている場合、情報処理センターから、県知事あて報告されることになっておりますので、報告は不要です。

Q5 自社運搬したものについても、報告書に記載するのか。

A5 自社運搬、自社処分したものについては、報告書の提出は不要です。

しかし、自社運搬後に、その処分を他人に委託する場合には、報告書の提出が必要となります。

この場合、報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄は「自社運搬」と記入し、処分受託者の項目について記載してください。

Q6 報告書を提出しないと罰則等はあるのか。

A6 報告書を提出いただけない場合には、報告いただくよう勧告する場合があります。

また、勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後、なおも正当な理由もなく勧告に従っていただけない場合は、勧告に係る措置を命じる場合があります（廃棄物処理法第12条の6）。

上記の命令に違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます（廃棄物処理法第29条第12号）。

Q7 年度末の3月31日に、マニフェストを交付したがE票が処分業者から戻っていない場合、このマニフェストの報告の時期はいつか。

A7 報告書は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付したマニフェストについて報告していただくことになっています。

従って、その年の3月31日に交付したマニフェストについては、E票が処分業者から戻っていなくても、その年の6月30日までに報告していただく必要があります。

Q8 報告書は、どこに提出すればよいのか。

A8 事業場の所在地を管轄する県民センター総室県央環境保全室又は県民センター環境・保安課の環境保全課に提出することになります。県民センターの管轄区域については、県のホームページで確認してください。

Q9 県内に複数の事業場があるのだが、提出先を1箇所にまとめられないか。

A9 本県では、それぞれの事業場の所在地を管轄する県民センターが書類を受け付け保管します。

このため、事業場ごとに書類を作成いただき、各々の事業場の所在地を管轄する県民センターに提出願います。

Q10 設置期間が短い又は所在地が一定しない事業場（例えば工事現場等）が複数ある。これらの事業場を1にまとめて報告できないか。

A10 設置期間が短い又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合については、事業場を1つにまとめて報告いただくことになります。

この場合、排出量の最も多い事業場を、主たる事業場として、管轄する地方総合事務所に提出願います。

Q11 県外の事業者だが、報告書の提出は必要か。

A11 県外の事業者であっても、茨城県内に事業場を有し、そこから廃棄物を排出しているのであれば、報告する必要があります。

Q12 県外に搬出（県外で処分）した廃棄物についても報告が必要か。

A12 県内の事業場から、排出した廃棄物については、県外に搬出（県外で処分）したものであっても、報告していただく必要があります。

3 報告書の作成方法について

Q13 「業種」とあるが、何を記入すればよいか。

A13 業種につきましては、県のホームページに別紙1として「日本標準産業分類の中分類」を掲載しておりますので、そちらを参考に記入してください。

なお、複数の業種にまたがる場合には、そのうち最も主要な業種を記入してください。

Q14 運搬業者は異なるが、廃棄物の種類や処分先は同じである。まとめて記入してよいか。

Q14 この報告書は、産業廃棄物の種類ごとや、運搬先ごと、処分先ごとに作成していくだけ必要があります。

廃棄物の種類や処分先は同じでも、運搬業者が異なるのであれば、別々に記載してください。

Q15 中間処理業者は、中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する際に交付する二次マニフェスト分と、自身が排出事業者として産業廃棄物を排出する際に交付する一次マニフェスト分のいずれについても報告しなければならないのか。

Q15 中間処理業者が報告書を作成する場合には、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分の両方について報告する必要があります。

なお、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分について、同種の産業廃棄物でかつ同じ運搬先・処分先である場合には、二次マニフェスト分と一次マニフェスト分を合算して報告していただいても結構です。

Q16 排出量はm³で管理している。m³で記入してよいか。

A16 排出量につきましては重量（t）で記入願います。体積で管理していて重量が不明の場合には、換算係数を用いて、体積（m³）を重量（t）に直して記入願います。

換算方法につきましては、県のホームページに掲載されている別紙2「換算係数」を参考に、産業廃棄物の実績量（m³）に換算係数を乗じる（かける）ことで求めてください。

Q17 排出量（t）は少数点以下第何位まで記入すればよいか。

A17 排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告くださって結構ですが、最小値は小数点以下第3位（1kgまで）で報告してください。

排出量が0.001tに満たない場合には、「0.001未満」と記入してください。

Q18 「紙くず」と「繊維くず」の混合廃棄物だが、排出量をm³で管理している。トン換算するにはどうすればよいか。

A18 廃棄物の実績量（m³）から「紙くず」と「繊維くず」の割合を求め、その割合に、各々の換算係数を乗じることで求めてください。

具体的には、廃棄物の実績量が 100 m³で、「紙くず」と「繊維くず」の割合が 2:3 だとすれば、

$$\begin{aligned} \text{・「紙くず」 } & 100 \text{ m}^3 \times 2/5 \times 0.30 = 12\text{t} \\ \text{・「繊維くず」 } & 100 \text{ m}^3 \times 3/5 \times 0.12 = 7.2\text{t} \end{aligned} \quad > \text{ 計 } 19.2 \text{ t}$$

となります。

Q19 石綿含有産業廃棄物を排出している、どのように記載すればよいか。

A19 石綿含有産業廃棄物を排出した場合には、「産業廃棄物の種類」の欄に「石綿含有」と記載し、通常の廃棄物とは分けて記載してください。

Q20 区間を区切って運搬を委託したのだが、どのように記載すればよいか。

A20 区間委託をされている場合には、報告書の上段に第1区間を、下段に第2区間を記入し、下段の「産業廃棄物の種類」の欄に「区間委託」と記載してください。

また、上段の「運搬先住所」の欄には「積替え保管場所」を記入してください。

Q21 再委託を行っているのだが、どのように記載すればよいか。

A21 再委託を行った場合には、報告書の上段に元の受託者を、下段に再受託者を記入し、下段の「産業廃棄物の種類」の欄に「再委託」と記載してください。